

障害者差別解消法等周知啓発動画作成業務委託 企画提案競技実施要項

1 委託事業名

障害者差別解消法等周知啓発動画作成業務委託

2 委託業務の内容

別添1「障害者差別解消法等周知啓発動画作成業務委託仕様書」のとおり。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

4 委託料上限

金1,000,000円（うち、消費税及び地方消費税額を含む）

この金額は、本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 応募資格

下記（1）～（8）を全て満たす者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者であること。
- （4）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申し立てをしていない者であること。
- （5）埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- （6）埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- （7）過去2年間において、国、地方公共団体との間で、本事業と同種かつ同規模程度以上の契約を誠実に履行した実績を2回以上有する者であること。
- （8）仕様書の内容を十分に理解した上で本企画提案に参加する者であること。

6 スケジュール

実施要領掲載	令和6年12月2日（月）
質問事項受付開始	令和6年12月2日（月）
質問受付期限	令和6年12月9日（月）午後5時まで
質問への回答	令和6年12月11日（水）午後5時まで
企画提案書受付	令和6年12月16日（月）正午まで
審査結果通知	令和6年12月下旬

7 手続等に関する事項

(1) 質問の受付

ア 提出期限

令和6年12月9日（月）午後5時まで【必着】

イ 提出書類

別添2「障害者差別解消法等周知啓発動画作成業務委託企画提案に関する質問書」

ウ 提出方法

電子メール ※送信後は電話により受信確認を行うこと。

エ 提出先

下記13のとおり

オ 回答方法

令和6年12月11日（水）午後5時までに、本企画提案の募集を告知したホームページで回答する。

(2) 企画提案書の提出等

ア 提出期限

令和6年12月16日（月）正午【必着】

イ 提出書類

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 会社概要書（様式2）

※ 必要に応じて補足資料を提出する。

(ウ) 企画提案書

- ・ 企画提案書の様式は任意とするが、「8 企画提案書の記載事項」及び仕様書に基づいて、A4版横で作成すること。

(エ) 見積書（様式3）

- ・ 項目、単価等を明らかにした積算内訳とすること。
- ・ 宛名は「埼玉県知事 大野 元裕」宛とし、代表者印の押印は不要である。

(オ) 欠格事項に該当しない旨の誓約書（様式4）

(カ) 業務受託実績調書（様式5）

(キ) 登記事項証明書（※）

提案日前3か月以内に発行されたもの又はこれに準ずる書類

(ク) 納税証明書（※）

法人税、法人県民税（県内に事業所がある場合）、法人事業税（県内に事業所がある場合）、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）、並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

※ 県競争入札参加資格者名簿に登録されている法人等は、(キ)(ク)の添付は不要。

ウ 提出方法

電子メール ※送信後は電話により受信確認を行うこと。

エ 提出先

下記13のとおり

(3) 留意事項

- ア 提出された質問書、企画提案書類は返却しない。
- イ 本企画提案への応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- ウ 県からの指示によるものを除き、企画提案書類提出後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 企画提案書類提出後に本企画提案への参加を辞退する場合は、速やかに文書で届け出ること。

8 企画提案書の記載事項

企画提案書に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。

- (1) 企画提案の理念と基本方針
- (2) 納品までの制作スケジュール
- (3) 企画提案事項の内容、特に重要と考えるポイント
- (4) 制作体制・スタッフ一覧・実績
- (5) その他、必要と思われる事項

9 業務委託候補者の選定方法

(1) 審査

- ア 県は選定委員会を設置し、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、総合的に審査するものとする。
- イ 審査は書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。
- ウ 当該審査の結果、総合点が最も高かった提案者を契約先候補として決定する。
- エ 企画提案事業者が1者のみの場合も同様の方法により選定の可否を決定する。
- オ 審査結果が最低基準点に満たない場合は再度選定を行う場合がある。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、令和6年12月下旬までに文書で通知する。なお、審査結果に関する問合せには応じない。

10 契約相手方の決定方法

県は、契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴取して、精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、選定委員会におき次順位の提案者と改めて協議を行う。

11 企画提案書等の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称等の情報を公表する。

また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案者の企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

12 その他留意事項

- (1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 虚偽の申請により資格を得た者が応募したと認められるもの。
- ウ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- エ 企画提案書類に不足や不備があるもの。
- オ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- カ 見積金額を訂正したもの。
- キ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

13 問合せ先及び書類の提出先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 総務・計画・団体担当

電話 048-830-3310

FAX 048-830-4789

メール a3310-01@pref.saitama.lg.jp